

道路雪氷対策業務契約約款

令和3年11月1日

(総則)

第1条 業務は、この約款、道路雪氷対策業務指示票（以下「指示票」という。）及び道路雪氷対策業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき施行しなければならない。

(業務内容)

第2条 業務内容は主として次のとおりとする。

- (1) 道路の凍結防止、融雪及び融氷のための凍結防止材料の散布
- (2) 道路の通行確保のための除雪

(業務単価)

第3条 業務単価は「道路雪氷対策業務標準単価表」により、発注者（以下「甲」という。）が価格を算出し決定するものとする。甲は、業務単価を決定したときは速やかに受注者（以下「乙」という。）に通知するものとする。

(業務の施行)

第4条 乙は、甲から指示票により業務の指示を受けたときは、直ちに業務に着手しなければならない。

- 2 この約款、指示票及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を完了するために必要な手段については、乙が定めることが出来る。

(関係書類の提出)

第5条 乙は、甲が関係書類の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

(支給材料)

第6条 この業務で使用する凍結防止材料は、甲が乙に支給する。

- 2 乙は、凍結防止材料を受領したときは、遅滞なく甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、甲から受領した凍結防止材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、毎月の凍結防止材料使用量を甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、業務期間終了後、未使用の凍結防止材料があるときは、特に指示のない限り、甲に返還しなければならない。
- 6 乙は、自己の故意又は過失により凍結防止材料が滅失、その他の理由により返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め又は損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

(一般的損害)

第9条 業務の施行に関して発生した損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第10条 業務の施行に関して第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(完了及び検査)

第11条 乙は、指示票による業務が完了したときは、道路雪氷対策業務完了届及び道路雪氷対策業務報告書を速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了届を受理したときは、速やかに業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

(業務代金の支払い)

第12条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって業務代金を請求することができる。

2 業務代金は、業務の完了した日の属する月ごとにまとめて、当該月の翌月に請求するものとする。

3 甲は、前2項により請求書を受理したときは、30日以内に業務代金を支払わなければならない。

4 前項の支払いを遅延したときは、甲は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき、年2.5パーセントの遅延利息を乙に支払わなければならない。

(履行遅滞)

第13条 乙は、第4条の指示票に示す期間内に業務を完了することができないときは、理由を付した書面をもって、遅滞なく甲に申し出なければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、この業務を行う上で知り得た事項を他に漏らしてはならない。特に漏洩により甲の不利益となる事項については、その機密保持に万全を期さなければならない。

(補則)

第15条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて、甲と乙とが協議して定めるものとする。